

(仮称) 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の概要

1 経緯

豊明市ではここ数年、主に土地改良地区内において土を採取し、市外より土を搬入して埋め立てを行う事業が多く行われるようになりました。また、事業規模についても大規模化の傾向となっています。

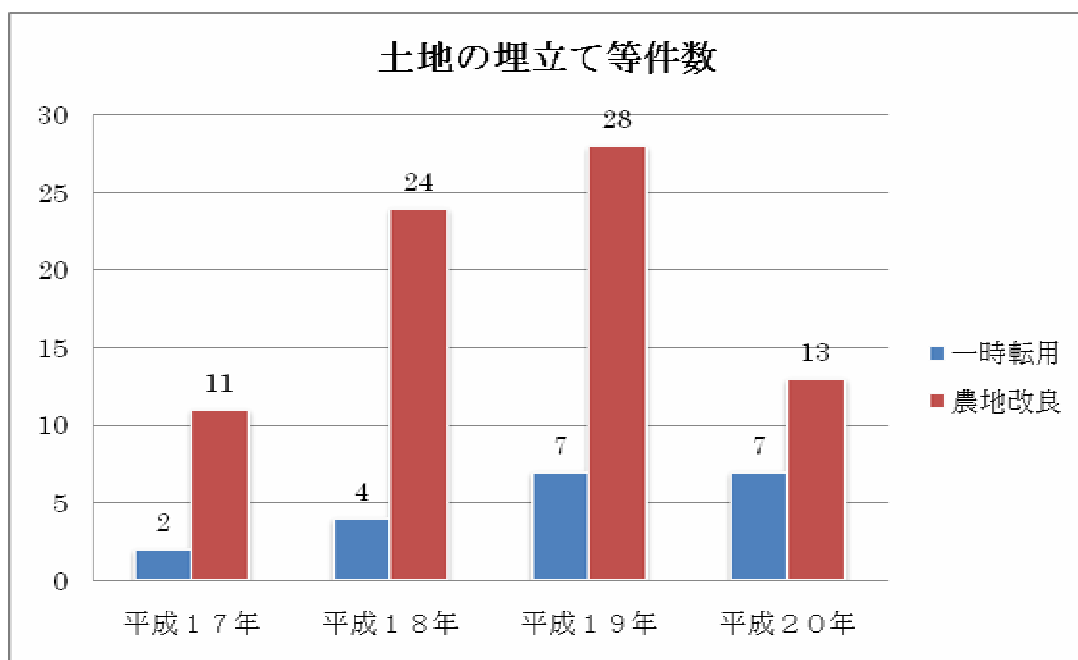
これらの行為に対して使用される土砂等についての土質の規制がないために、産業廃棄物等の不適切な物を埋め、社会問題になることもあります。またこれらの行為について、周辺住民に対する説明も十分にされないまま施工されることが多々あり、周辺住民からも不安の声が寄せられています。

2 状況

土砂等の採取の主な目的は、現状の田・畑を掘り良質な粘土や砂利を得るためのものが多く、また埋立て等の主な目的としては、その土砂等を採取した田・畑を元の状態に埋め戻すことや現状の田・畑へ盛土を行うことが多くなっています。

(一時転用：農地から砂利や粘土を掘り出し、その後土砂等で埋め戻すこと)

(農地改良：農地に土砂等で盛土をすること)



3 概要

土地の造成など土の移動や埋め立て等を使用される土の土質については関係法令の規制を受けない場合があります。

市では、こうした一定規模以上の土砂等の採取や土地の埋立て、盛土及びたい積等について、その事業主及び土地所有者の責務を明らかにし、有害物質を含んだ土砂等を埋め立てることによる土壌汚染や土砂の流出等による災害の発生を防止し、安全で良好な地域環境を保全していくこととします。

